

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年7月29日（火） 9：01～9：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あ べ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福 岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（農林水産大臣）
武 藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中 野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅 尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中 谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊 藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂 井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三 原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊 東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青 木 一 彦 内閣官房副長官
佐 藤 文 俊 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1 件
○国会提出案件 1 件
○政令 1 2 件
○人事 3 件
○配布 4 件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「米国の関税措置に関する総合対策本部の設置」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、米国の関税措置に関する総合対策タスクフォースの目的として、日米協議の合意の履行状況の的確な進捗管理を追加するものであります。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活関連物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置として、本年1月1日から6月30日までの間において、講じた措置について国会に報告するものであります。

次に、政令12件について、御決定をお願いいたします。まず、「国民保護法施行令の一部改正令」は、武力攻撃事態等における避難住民等の救援の種類に「福祉サービスの提供」を追加するものであります。

次に、「A I 法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年9月1日とするものであり、「A I 戦略本部令」は、A I 戦略本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「スマホソフトウェア競争促進法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年12月18日とするものであり、「同法第3条第1項の事業規模を定める政令等の一部改正令」は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為の例外となる行為の目的を定める等の措置を講ずるものであります。

次に、「電気通信事業法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年8月20日とするものであります。

次に、「外務省組織令の一部改正令」は、大臣官房に新たに要人往来支援総括官を置く等の措置を講ずるものであります。

次に、「租税特別措置法施行令の一部改正令」は、所得税法等の一部改正法等の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「狂犬病予防法施行令の一部改正令」は、市町村長の事務の合理化を図るため、犬の所在地変更に係る通知事務の一部を不要とするものであります。

次に、「情報処理促進法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月4日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、指定高速情報処理用半導体の種類を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係整備等政令の一部改正令」は、同民営化関係法施行法に規定する管理有料高速道路の適正な管理を図るため、その料金の徴収期間の満了の日を延長するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、東京高等裁判所判事永渕健一を高等裁判所長官に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、秋篠宮文仁親王の第一男子悠仁親王殿下に対する叙勲について、御決定を

お願いいたします。本件は、来る9月6日成年式が行われる悠仁親王殿下に大勲位菊花大綬章を授けるものであります。

次に、田邊信介外655名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「経済財政白書」、「警察白書」、「厚生労働白書」及び「普通交付税大綱」があります。後程、「経済財政白書」につきましては赤澤大臣から、「警察白書」につきましては国家公安委員会委員長から、「厚生労働白書」につきましては厚生労働大臣から、「普通交付税大綱」につきましては総務大臣から、御発言があります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、赤澤大臣。

○赤澤国務大臣：お手元にあります「令和7年度年次経済財政報告」について申し上げます。日本経済は、緩やかな景気回復が続く中、本年の春季労使交渉における賃上げ率が、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回るなど、明るい動きが各所に見られています。一方、食料品等の物価上昇が続く中で、個人消費の回復は、賃金・所得の伸びに比べて力強さを欠いています。くわえて、米国による追加関税措置は、経済を下押しするリスクとなっています。本報告では、実体経済や賃金・物価の動向について、米国の関税措置による影響や今後のリスクを詳細に点検しています。また、個人消費の回復が力強さを欠く要因を多面的に分析するとともに、その鍵となる持続的な賃金上昇に向けた課題等を議論しています。本報告での客観的な分析が、日本経済の課題解決に向けた政策立案の基盤として活用されることを期待します。また、本報告の取りまとめに当たり、関係閣僚の皆様に御協力いただいたことに対し、御礼申し上げます。

○林国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○坂井国務大臣：令和7年警察白書では、「SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」と題する特集を組みました。この特集では、SNSを取り巻く犯罪の情勢や、SNSを悪用した犯罪実行者募集の実態等を分析するとともに、情報解析技術の活用をはじめとする警察の取組や今後の展望について紹介しています。この白書作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。

○林国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○福岡国務大臣：「令和7年版 厚生労働白書」について、御報告いたします。今年の白書では、「次世代の主演となる若者の皆さんへ—変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る—」と題して、社会保障や労働施策の役割と方向性、若者の意識、それらを知る意義、社会保障教育や労働法教育の取組を紹介しています。厚生労働省としては、今後とも、国民の皆さん、特に若者の皆さんに、社会保障や労働施策を身近に感じていただき、必要な制度を円滑に利用いただけるよう取り組んでまいります。

○林国務大臣：次に、総務大臣。

○村上総務大臣：本日、各地方公共団体に交付する令和7年度の普通交付税の額を決定いたしました。その総額は、17兆8,198億円であり、前年度の額に比べて、

2, 728億円の増となっております。令和7年度においては、地方公務員の給与改定等に要する経費のほか、物価高・価格転嫁に対応するため、地方公共団体の施設管理委託料や光熱費の増加などに要する経費を算定しております。また、東日本大震災の被災団体に対しては、算定上の特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないように配慮しております。なお、都道府県にあっては東京都が、市町村にあっては84団体が不交付団体となっております。

○林国務大臣：これ을もちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、赤澤大臣。

○赤澤国務大臣：私は、米国の関税措置について、米国時間4月16日の米国側関係閣僚との協議、トランプ大統領への表敬以来、合計8回にわたる訪米等を通じ米国側との協議を積み重ねた上で、7月22日にはトランプ大統領を表敬し、議論を行った結果、日米間で合意に至ることができました。私から、2月の首脳会談で石破総理からトランプ大統領に提案した「関税より投資」との考えを米国側に一貫して主張し、働き掛けを強力に続け、その結果、農産物を含め、日本側の関税を引き下げることなく、正に守るべきものは守った上で、日米両国の国益に資する形で、今般の合意を実現することができました。今後、重要なのは、日米双方が合意の着実な履行に努めることです。これにより、我が国の経済安全保障が確保されるとともに、「失われた30年」を取り戻して余りある劇的な経済成長を実現し、2040年までに名目GDP1,000兆円という目標に向け格段に加速化することにもつながります。その前提として、引き続き残る米国による関税の影響を受ける事業者のための対策に万全を期する必要があります。閣僚各位におかれては、こうした事業者のための対策に万全を期するとともに、合意の実施に全力を挙げて取り組み、早期に成果を上げられるよう、御協力をお願いいたします。

○林国務大臣：次に、伊東良孝大臣。

○伊東国務大臣：8月は「北方領土返還運動全国強調月間」であり、事務的には御連絡しておりますが、各大臣におかれましては、各省庁の庁舎における署名台の設置への御協力をよろしくお願いいたします。

○林国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 7 年
7 月 29 日 〕 (火)

◎ 一般 案 件

資 料
あ り

- 「米国の関税措置に関する総合対策本部の設置について」の一部改正について (決定)(内閣官房)

◎ 国会 提 出 案 件

資 料
あ り

- 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書 (令和 7 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで) について (決定) (消費者庁)

◎ 政 令

資 料
あ り

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (決定) (内閣官房)
- // ○ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (決定) (内閣府本府)
- // ○ 人工知能戦略本部令 (決定) (同上)
- // ○ スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行期日を定める政令 (決定) (公正取引委員会)
- // ○ スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第 3 条第 1 項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令 (決定)(公正取引委員会・財務・経済産業省)
- // ○ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (決定) (総務省)
- // ○ 外務省組織令の一部を改正する政令 (決定) (外務省)
- // ○ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (決定) (財務省)
- // ○ 狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令 (決定) (厚生労働省)

- 資料あり
- 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（経済産業省）
 - 〃 ○ 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（経済産業・財務省）
 - 〃 ○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）

◎ 人 事

- 資料あり
- 判事永渕健一を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
 - 〃 ○ 悠仁親王殿下の叙勲について（決定）
 - 〃 ☆ 愛媛大学名誉教授田邊信介外 6 5 5 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

◎ 配 布

- ☆ 令和 7 年度年次経済財政報告（内閣府本府）
- ☆ 令和 7 年警察白書（警察庁）
- ☆ 令和 7 年版 厚生労働白書（厚生労働省）
- ☆ 令和 7 年度普通交付税大綱（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕